

日本橋税理士法人

発行 東京都中央区日本橋堀留町1丁目2番16号
灌田ビル5階

Tel 03-6410-6600 Fax 03-6410-6666

URL <http://www.hamahira.com>

News

編集 税理士 浜平 純一
取材 塩野・溝口・谷井・日山

平成27年度税制改正～法人税～

平成27年3月末に「所得税法等の一部を改正する法律案」が可決、成立し、4月1日に施行されました。今回はそのうち法人税に関する事項を紹介します。

1、法人税率の引き下げ

平成27年4月1日以後開始事業年度から、法人税率を25.5%から23.9%に引き下げます。

なお、中小企業者の年間所得800万円以下に係る法人税率は15%のままです。

2、青色申告に係る欠損金繰越控除の見直し

平成27年4月1日から平成29年3月31日までの間に開始する事業年度の欠損金の繰越控除の限度額は、控除前の所得金額の65%相当額(改正前80%)とされ、平成29年4月1日以後開始する事業年度の欠損金の繰越控除の限度額は、控除前の所得金額の50%相当額とされました。

なお、中小企業者については、欠損金の繰越控除の限度額は控除前の所得金額のままになっています。

また、平成29年4月1日以後に開始する事業年度において生ずる青色欠損金について、その欠損金の繰越期間が9年から10年に延長されます。

3、受取配当等益金不算入の見直し

現行では持ち株比率25%未満が50%、持ち株比率25%以上は100%益金不算入ですが、平成27年4月1日以降開始事業年度より、持ち株比率5%以下は20%、持ち株比率5%超え3分の1以下は50%、持ち株比率3分の1超えは100%益金不算入となります。

4、地方法人税法の創設(平成26年度改正)

平成26年10月1日以後開始事業年度より、地方法人税の申告が新たに必要になります。それに伴い、法人税別表1の様式が大きく変わります。法人税の申告と地方法人税の申告が一つとなり、法人税の計算等は別表1の次葉で計算することになります。これにより法人税と地方法人税が一緒に申告することができるようになります。

また、地方法人税が創設されることにより、事業税・都道府県民税・市民税も平成26年10月1日以後開始事業年度より、税率が変更となります。

5、地域活力向上地域において特定建物等を取得した場合の特別償却又は税額控除の創設

現在国会で審議中の改正地域再生法の施行の日から平成30年3月31日までに地域再生法に規定する地方活力向上地域特定業務施設整備計画について認定を受けたものが、その認定を受けた日から同日の翌日以後2年を経過する日までの間に、地方活力向上地域内において、その認定を受けた地方活力向上地域特定業務施設整備計画に記載された特定業務施設に該当する一定の建物及びその附属設備並びに構築物を取得し、又は建設して、これをその法人の事業の用に供した場合(貸付けの用に供した場合を除きます。)には、その事業の用に供した日を含む事業年度において、その特定建物等の取得価額の一定相当額の特別償却(法人税額の特別控除との選択適用)ができることとされました。

☆☆☆ 今月の税務メモ ☆☆☆

- | | |
|--------------------------------------|----------------|
| 1. 5月分源泉所得税の納付 | 納付期限.....6月10日 |
| 2. 4月決算法人の確定申告(法人税・消費税・法人事業税・法人住民税) | 申告期限.....6月30日 |
| 3. 10月決算法人の中間申告(法人税・消費税・法人事業税・法人住民税) | 申告期限.....6月30日 |
| 4. 7月・10月・1月決算法人の消費税中間申告 | 申告期限.....6月30日 |